

袋井市職員措置請求  
(住民監査請求)  
監査結果報告書

平成29年1月17日

袋井市監査委員

# 袋井市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査結果

（平成28年12月16日付け請求分）

＜市長交際費に係る住民監査請求＞

## 目 次

第1	袋井市職員措置請求	1
1	請求人	1
2	袋井市職員措置請求書の提出	1
3	請求の内容	1
4	事実証明書	2
5	請求の受理	2
第2	監査の実施	2
1	請求人の証拠の提出及び陳述	2
2	監査対象事項	3
3	監査対象部局	3
4	監査対象部局の陳述等	3
第3	監査の結果	4
1	事実関係の確認	4
2	判断	5
3	結論	7
4	意見	7

## 第1 袋井市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

### 1 請求人

住所 袋井市●●●●●●●●

氏名 ●●●●

### 2 袋井市職員措置請求書の提出

平成28年12月16日

### 3 請求の内容

請求人から提出の袋井市職員措置請求書及び添付の事実証明書によると、請求の要旨及び理由は、次のとおりである。（袋井市職員措置請求書の原文のまま掲載している。）

平成27年度市長交際費で、「ライオンズクラブ会費」が4期に分けて16万円支出されています。その額は、市長交際費の2割以上を占めています。市長交際費の項目別でみると、「会費」の5割以上を占めています。

市長交際費の会費は、団体（組織）の総会等に招待され、終了後に開かれる懇親会の会費などが主なもので、その額も5千円程度が多いものです。

ライオンズクラブ会費は、そうしたものと違い、市長がライオンズクラブ会員（組織員）となり、その年会費（16万円）です。このような団体（組織）の構成員としての会費を、市長交際費として支出しているのは他にありません。当然市長個人が支出すべきものです。

ライオンズクラブは、世界最大の社会奉仕団体です。

Liberty Intelligence Our Nation's Safety（知性を高め、自由と社会の安定に奉仕する）の頭文字から名づけられています。会員が協力して奉仕活動をしたり、会費から趣旨に沿った寄付活動などを行っています。

市長公室にこの件を尋ねたところ、「情報収集のため」とのことでしたが、「どんな情報を」「なぜ組織員として」「費用対効果は」「なぜこの団体だけ」「実質的な補助金では」等々、全く納得のいくものでなく、違法または不当な公金支出と言わざるを得ません。このような支出が認められれば、市長が属する団体（組織）の会費が、市長交際費（税金）で賄われることになりかねません。

インターネット上で公表されている市長交際費の執行状況では、平成22年度からライオンズクラブ会費が支出されています。

つきましては、地方自治法第242条第2項の規定に基づき、過去1年分の袋井ライオンズクラブ会費16万円（平成28年2月24日、4月22日、8月22日及び10月28日

支出・@ 4万円×4期) について、違法または不当な公金支出であるため、市長は市へ返還すべきです。

#### 4 事実証明書

添付された事実証明書は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係るホームページにおける市長交際費の執行状況（総括票・A 4 : 2枚）
- (2) 本件請求に係るホームページにおける市長交際費の執行状況（平成28年2月支出分、4月支出分、8月支出分、10月支出分・A 4 : 4枚）

#### 5 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年12月19日にこれを受理した。

### 第2 監査の実施

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成28年12月21日に陳述の機会を設けた。

陳述の内容は、次のとおりである。なお、証拠の追加提出はなされなかった。

- (1) 私自身も袋井ライオンズクラブを訪ね、その内容をお聞きした。この16万円は会員個人の年会費であること、そして、この組織は個人加盟であるが、自らこの会に入りたいというシステムではなく、会員から推薦されて加入すること、それから、推薦されれば、奉仕の精神がどの程度あるのか、あるいは時間的、経済的な余裕があるか、そのような審査があるそうである。そして、最終的には会員全員の承認がないとクラブには入れないということで、その活動も非常に崇高なものであるとお聞きをした。このように市長が加入することは同じような手続きで入会が認められたと思う。そういう点では会費は当然個人が支払うべきものである。
- (2) 平成28年9月市議会定例会において、高橋美博議員がライオンズクラブ会費になぜ市長交際費を充てるのかという質問をした。その時の答弁は、議事録によると「このライオンズクラブには、市内の様々な業種の、また、様々なお立場で御活躍されている方々が会員として加入しておりますことから、市長も市を代表し、会員として本会活動に参加することで市の施策について

会員の意見を伺ったり、会員相互の懇談などから種々の情報交換ができる有効な機会であると捉えております。また、ライオンズクラブでは、年間を通して、講話や奉仕活動などを活動されておりました、市長も公務の調整上、毎回出席とはいきませんが、半数以上は参加している状況でございます。今回、会費につきましては、円滑な市政運営上、必要な外部との交際に要する経費と考えており、市長も構成員として事業への協力や会の運営に参画している立場から、市長交際費の支出区分のうち、会費として支出をいたしておるものでございます。」と発言されている。取って付けたような内容であると私は思う。私は冒頭の「このライオンズクラブ」を「このコーラスクラブ」に置き換えてみたが、何の違和感もなく理解できた。こういうことでは、市長が参加される団体、その会費は情報収集という形で市長交際費から支出できるようにするのはないかと危惧する。

- (3) 団体・組織というものは、趣旨・目的に沿って活動され、そのための会費が徴収されているわけで、情報収集のためにということで、一つの団体の会費が市長交際費から支払われることは不適切で不当なものと思う。そういう点で、これは市長個人が支払うべきものであり、市長交際費から支出されている16万円について、市長は市に返還すべきと考える。

## 2 監査対象事項

平成28年2月から同年10月までの間に支出された市長交際費のうち、本件請求に係る支出（以下「本件請求交際費」という。）を対象として、違法又は不当な支出であるかどうかについて、監査することとした。

## 3 監査対象部局

本件請求については、市長公室を監査対象とした。

## 4 監査対象部局の陳述等

平成28年12月21日に、市長公室長及び担当係職員より陳述を聴取した。その要旨は、次のとおりである。

- (1) 袋井ライオンズクラブには、昭和50年代から約40年余、歴代の市長が市を代表して会員として継続的に加入している。このクラブには、市内の様々な業種の、また、様々な立場で活躍されている方々が会員として加入しており、市の施策に対する意見を伺ったり、会員相互の懇談の場から市政への意見を聞くことができるため、情報収集の場として、有意義な機会として捉えている。

なお、市長も構成員として事業への協力や会の運営に参画している立場から、市政を円滑に運営していく上で必要な外部との交際に要する経費として、年間16万円を袋井ライオンズクラブ会費として、市長交際費から支出している。

- (2) 市長交際費の支出区分として、祝金、弔慰金、見舞金、会費、賛助・協賛金、渉外費、その他の7項目を設けており、弔慰金、見舞金の2項目については、支出基準を定め支出している。また、会費、賛助・協賛金については、相手先から金額の指定があることが多いため、特に支出基準は設けていない。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

- (1) 交際費について

交際費は、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交渉上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。」(昭和28年7月1日自行行発第200号・行政実例)

交際費の支出については、地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されているが、支出の可否、支出の金額について慎重な検討を要するものであり、「その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」(地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項) ことはいうまでもないことである。

- (2) 袋井市長交際費の執行について

市長交際費は市長公室秘書係が所管しており、市長に対する各種行事等への案内通知、出席依頼等を一括管理し、1件ごとに行事内容、過去の対応、市長の予定等を確認し対応している。

そして、市長交際費の支出区分として、祝金、弔慰金、見舞金、会費、賛助・協賛金、渉外費、その他の7項目を設け、弔慰金、見舞金の2項目については、支出基準を定め支出している。また、会費、賛助・協賛金については、相手先から金額の指定があることが多いため、その指定の額を支出している。

- (3) 袋井市長交際費の平成22年度以降の執行状況について

平成22年度以降の市長交際費の年度別の執行状況は、次のとおりである。

平成22年度 132件、1,397,157円

平成23年度 113件、976,590円

平成24年度 70件、 738,731円  
平成25年度 77件、 834,351円  
平成26年度 67件、 781,447円  
平成27年度 70件、 734,769円

(支出区分の内訳) 祝 金 なし  
弔慰金 18件、157,500円  
見舞金 1件、 5,000円  
会 費 31件、291,500円  
協賛金 4件、 20,000円  
渉外費 9件、174,359円  
その他 7件、 86,410円

(4) 本件請求に係る市長交際費の支出内訳について

本件請求交際費は、次のとおりである。

平成28年 2月24日支出 40,000円  
4月22日支出 40,000円  
8月22日支出 40,000円  
10月28日支出 40,000円 (合計：160,000円)

(5) 袋井ライオンズクラブについて

ア 会費の内訳

通常会費 (年額) 148,000円 (運営費、事業費、食事会計)  
周年事業積立金 (年額) 12,000円

イ 事業

約60人の会員が、月2回を例会として、研修会の開催、寄附・寄贈活動、奉仕作業 (清掃、草刈り) などを行っている。

## 2 判 断

(1) 交際費支出の判断基準について

ア 交際費は、法第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」という規定に基づき支出する経費であり、地方自治法施行規則 (昭和22年内務省令第29号) 第15条第2項に規定する別記の歳出予算に係る節「交際費」から支出する経費

である。

イ 行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号）では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」とされている。

また、その支出については地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されているが、法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定され、法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されている。

よって、交際費は職務執行上の交際に支出されるものであって、私的な交際のため支出することはできず、また、対外的な活動に支出されるものであって内部的な活動に支出するものではない。さらに、社会通念上の儀礼の範囲であって、公益性が認められるものであり、かつ、当該支出の性質、内容、目的、金額等について社会通念上相当な範囲の支出であることが必要となってくる。

ウ 平成18年12月1日の最高裁判所第二小法廷の判決においては、次のとおり示されている。

普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである（最高裁昭和38年（オ）第49号同39年7月14日第三小法廷判決・民集18巻6号1133頁、最高裁昭和61年（行ツ）第144号平成元年9月5日第三小法廷判決・裁判集民事157号419頁、最高裁平成14年（行ヒ）第46号同15年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事209号335頁参照）。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（法1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う



過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである（前掲平成元年9月5日第三小法廷判決参照）。

## (2) 袋井ライオンズクラブ会費

市長が袋井ライオンズクラブの活動に参画することは、当該団体の目的や活動内容に照らし、会員の方々との意見交換や懇談は、市政の円滑なる運営、適正な事務遂行の上で意義があり、有益であると考えられる。

したがって、すべての会議等に出席をしておらず、年会費の16万円は若干高額であることは否定できないものの、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているとまでは断定し難く、交際費の支出について、違法性・不当性があるとは認められない。

## 3 結 論

以上のことから、請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

## 4 意 見

今日、国・地方を問わず、行政を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、財政状況も厳しさを加速し、逼迫している。こうした状況下、公費の使途に対する市民の関心は著しく高まり、交際費についても、支出の判断指標となる社会通念が変化・変質している。

これまでも、適正に交際費支出を行ってきているところであるが、交際費の原資は市民が負担する税金で賄われていることから、疑念や不信を抱かれることのないよう、今後とも透明性を確保するとともに、適正な運用をされるよう強く要望する。